

証券税制

公社債税制

(株)大和総研 資本市場調査部 制度調査課 鳥毛 拓馬

公社債の種類

公社債は、様々な方法で分類できる。発行者によって分けた場合は国債・地方債・政府関係機関債・社債などに分類できる。募集方法によって分けた場合は、公募債・非公募債、

利息の付き方によって分けた場合は利付債・割引債、償還までの期間によって分けた場合は、短期債・中期債・長期債・超長期債にそれぞれ分類できる。さらに仕組債などもある。本稿では、公社債のうち個人の国内債に対する税制について概説する。

国内公社債の種類

大分類	中分類	小分類（年限は発行例からの抜粋）	
公共債	国債	利付債	超長期国債（20年，30年），変動利付国債（15年），長期国債（10年），中期国債（2年，5年），個人向け国債（5年，10年）
		割引債	国庫短期証券（2か月，3か月，6か月，1年），ストリップ国債
	地方債	公募地方債（5年，10年），非公募地方債（縁故割当地方債）	
	政府機関債	政府保証債（2年～10年），財投機関債	
	地方公社債	地方公共団体が設立した公社（地方住宅供給公社，地方道路公社，土地開発公社）が発行する債券	
民間債	金融債	割引金融債（1年），利付金融債（1～10年）	
	事業債等	事業債（NTT債，電力債，銀行社債，一般事業債），短期社債，特定社債（特定目的会社発行の社債），新株予約権付社債など	

（出所）大和総研 資本市場調査部 制度調査課作成

---〔前回までの内容〕---

- 第1回 証券税制の歴史・概要・近年の改正
（2010年8月号）
- 第2回 株式譲渡益課税 （9月号）
- 第3回 配当課税 （10月号）
- 第4回 特定口座 （11月号）
- 第5回 信用取引 （12月号）
- 第6回 投資信託税制 （2011年1月号）
- 第7回 証券投資と確定申告 （2月号）
- 第8回 先物取引・オプション取引 （3月号）
- 第9回 ストックオプション・エン
ジェル税制 （4月号）

公社債に対する課税の概要

公社債から生じる収益には、利子、償還差益、譲渡益があり、税制については、この3つを分けて考える必要がある。

公社債に対する課税の概要は次の表のとおりである。

国内公社債に対する課税の概要

		利 子	償 還 差 益	譲 渡 益
利付債	一般の利付債	一律20%の源泉分離課税（所得税15%の源泉徴収と住民税5%の特別徴収 ^{1 2} ）	雑所得として総合課税 ¹	非課税
	割引債類似の利付債			譲渡所得として総合課税 ¹
	新株予約権付社債			株式等の譲渡所得等として申告分離課税 ³
割引債	一般の割引債	-	発行時に所得税18%の源泉分離課税 ^{1 4}	非課税
	割引転換社債型新株予約権付社債	-	雑所得として総合課税 ¹	株式等の譲渡所得等として申告分離課税 ³

1 告知や告知書の提出は不要。支払調書は提出されない。

2 非居住者の場合、振替国債・振替地方債の利子については、一定の要件を充たすことにより日本国内では課税されない。

3 上場銘柄等に関し特定口座への預入れが認められている。

4 東京湾横断道路建設事業者及び民間都市開発推進機構が発行する割引債については16%である。

（出所）大和総研 資本市場調査部 制度調査課作成

利付債の税金

1 利息に対する税金

利子所得の場合、他の所得と異なり必要経費はない。したがって、受け取る利子の全額が課税対象となる（所法23）。

利子については、非課税制度の適用を受けるもの以外は、原則として一律20%の源泉分離課税となる。つまり、他の所得とは合算せず、所得税15%の源泉徴収と住民税5%の特別徴収のみで課税関係は終了する（措法3，地法71の5・71の6・71の9）。告知や告知書の提出は不要で、支払調書も提出されない（措法3）。

もっとも、以下の国際機関が発行する円建外債の利子には源泉分離課税は適用されず、利子所得として総合課税の対象になる（措法3，措令1の4）。この場合、年間に支払いを受けた金額が3万円を超える場合は、税務署に支払調書が提出される（所法225，所規82）。

- ・国際復興開発銀行（世銀）
- ・米州開発銀行
- ・アジア開発銀行
- ・アフリカ開発銀行
- ・国際金融公社

2 償還差益に対する税金

額面未満で購入した公社債の償還を受けると、償還価額と購入価額との間に差益が生じる。これが償還差益である。算式は次のとおりである。

$$\text{償還差益} = \text{償還金額} - \text{公社債の取得費} \cdot \text{取得価額}$$

たとえば、公社債を98円で購入して額面100円で償還を受けたときには、2円が償還差益となる。

利付債の償還差益は、税法上は雑所得として総合課税の対象になる。源泉徴収はない。告知や告知書の提出は不要で、支払調書も提出されない。なお、償還損が控除できるかは、明確ではない。

3 譲渡益に対する税金

利付債の譲渡益は、原則、非課税である（措法37の15 一）。

利付債の売買においては、買手から売手に利子相当額である経過利子が支払われる。利付債の利子は利払日にクーポンを呈示した者に対して支払われるため、利払日前に譲渡する場合には、売手が保有期間に相当する利子を得られるよう買手から売買代金に加えて経過利子を受け取る必要があるのである。

経過利子が支払われる場合、税相当額として20%が控除される。これは買い手が利払日に利子を受け取る際に、売手が保有していた期間を含めて20%の税額が源泉徴収されるからである。売手にとっては、経過利子も譲渡収入に含まれる。

ただし、経過利子に対する20%の税相当額は、所得税や住民税そのものではないため、確定申告による清算はできない。

譲渡益が非課税であるかわりに、譲渡損は、生じなかったものとして取り扱われる（措法37の15 一）。

4 個人向け国債への課税

個人向け国債の利子については、通常の利付債と同じく、利子に対して20%の源泉分離課税が適用される（措法3、地法71の5・71の6）。

個人向け国債には、個人投資家が受け取る利子が市場金利によって変動する変動金利型（10年満期）と、発行時に固定されている固定金利型（3年満期、5年満期）とがある（個人向け国債の発行等に関する省令6）。いずれも、額面金額100円につき100円で発行され、購入できる単位（最低額面単位）は1万円である（個人向け国債の発行等に関する省令3）。

変動金利型及び3年満期の固定金利型の個人向け国債は2回目の利払日（発行から1年経過）以降、5年満期固定金利型の場合は4

回目の利払日（発行から2年経過）以降であれば、原則としていつでも中途換金できる（個人向け国債の発行等に関する省令6）。

ただし、その際の中途換金は、口座を開設している証券会社等を通じて国が買い取る方法による（個人向け国債の発行等に関する省令6）。買取額は変動金利型及び3年満期の固定金利型の場合は、額面金額に経過利子相当額を加えた額から、直近2回分の各利子（税引前） $\times 0.8$ （注）を除いた金額、5年満期固定金利型の場合は、額面金額に経過利子相当額を加えた額から、直近4回分の各利子（税引前） $\times 0.8$ （注）を除いた金額となる（個人向け国債の発行等に関する省令6）。

中途換金の際の譲渡益は非課税である。個人向け国債の取扱機関に口座を開設している個人間の売買は、発行日以後、いつでも可能である。その場合の譲渡益も非課税となる。

償還時には額面100円で償還される。通常は発行時に額面で購入するので、償還差益は生じない。ただし、個人間売買で購入した場合は、額面と購入金額との差額が償還差損益となる。償還差益は雑所得として総合課税の対象となる。

（注）平成20年4月15日以降に国が買取るものから適用される。

割引債の税金

割引債は、額面未満の価格で発行されて額面で償還される債券である、期中に利払いはないため、償還差益と譲渡益だけが収益となる。

1 償還差益に対する税金

割引債の場合、通常は、額面未満で購入するため、償還時には償還差益が発生する。

以下の公社債については、発行時に償還差益の18%の所得税を源泉徴収されて納税が完了する源泉分離課税が適用される（措法41の

12 , 措令26の15)。東京湾横断道路建設事業者および民間都市開発推進機構が発行する割引債については16%である。

- ・国債および地方債
- ・内国法人が発行する社債（会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券を含む）
- ・外国法人が発行する債券（国外において発行する割引債にあつては、平成20年5月1日以後発行されるもので、その債券の社債発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合に限る）

たとえば、90円発行で100円償還の割引債があるとする、発行時において償還差益10円の18%にあたる1.8円が先取りで課税されることになる。この1.8円は割引債の発行価額に上乗せされる。すなわち、91.8円で発行したことになる。これにより、償還時に改めて税金が徴収されることはない。償還に際し、告知や告知書の提出は不要で、支払調書も提出されない。

ただし、外貨公債、住宅金融支援機構・沖縄振興開発金融公庫・独立行政法人都市再生機構が発行する債券については源泉徴収が行われず、雑所得として総合課税の対象となる（措法41の12 , 措令26の15 ）。

2 譲渡益に対する税金

割引債の譲渡益は原則として非課税である。譲渡損はなかったものとして取り扱われる（措法37の15）。

ただし、次の割引債の譲渡益については、譲渡所得として総合課税の対象となる。また、譲渡損は損益通算の対象になる（措法37の16 , 措令25の15）。

- ・国外で発行された割引債（ゼロ・クーポン債など）

- ・国内で発行される割引債で、住宅金融支援機構、解散前の住宅金融金庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、解散前の都市基盤整備公団、解散前の住宅・都市整備公団、外国政府、外国地方公共団体及び国際機関が発行したもの

これらの場合の譲渡益への課税方法は、後述する割引債類似の債券の場合と同様である。

新株予約権付社債の税金

新株予約権付社債とは、新株予約権が付いた社債である。新株予約権とは、発行会社の株式を、発行後一定の権利行使期間内に一定の行使価額を払い込むことで発行会社から取得できる権利をいう。新株予約権付社債の保有者が権利行使した場合、発行会社は新株を発行するか保有する自己株式を譲渡することになる。

平成13年11月の商法改正前の非分離型新株引受権付社債や転換社債は、新株予約権付社債として取り扱われ、分離型新株引受権付社債は、新株予約権と社債の同時発行として取り扱われることになった。

従来の転換社債と同様の性格を持つ新株予約権付社債は、転換社債型新株予約権付社債という。転換社債型新株予約権付社債の場合、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が社債の発行価額に等しく、権利行使時には必ず社債が償還され、払い込むべき金額の払い込みに当てられる（代用払込み）。社債の保有者は新たな払い込みをすることなく、発行会社の株式を取得することができる。

投資家は新株予約権付社債を継続して保有あるいは譲渡することができる。権利行使して株式を取得することもできる。

新株予約権付社債は、通常は利付債として発行される。ただし、割引債として発行され

るものもある。満期まで保有すれば償還金額が支払われる。

1 利子・償還差益に対する税金

利子および償還差益については、一般の利付債の場合と課税方法は同様である。利子については一律20%の源泉分離課税とされ、他の所得とは合算せず、所得税15%の源泉徴収と住民税5%の特別徴収のみで課税関係は終了する（措法3、地法71の5・71の6・71の9）。

償還差益は雑所得として総合課税の対象となる。いずれも告知や告知書の提出は不要で、支払調書は提出されない。

2 譲渡益に対する税金

新株予約権付社債は、新株予約権が付されているなど株式の性格をもつことから、譲渡益については株式と同様に申告分離課税で課税される。

税率は年間の譲渡益に対して20%だが（措法37の10、地法71の48・71の49・71の50）上場されている銘柄に関しては、平成23年末までは10%の軽減税率が適用される（措法附則43、地法71の48・71の49・71の50、平成23年度改正により、平成25年度末まで延長される予定）。

年間の譲渡損益を計算するにあたっては、株式や公募株式投資信託、新株予約権等の譲渡損益、公募株式投資信託の解約・償還差損益、および上場株式等の配当、公募株式投資信託の分配金と通算されるが、給与所得などの他の所得との通算をすることはできない（措法37の10・37の12の2、措令25の8・25の11の2）。

なお、株式と同様に取引所に上場されている銘柄などに限って特定口座への預入れが認められている。

新株予約権と社債の同時発行の場合、新株予約権が譲渡されないまま権利消滅した場合

でも、その損失を株式等の譲渡による雑所得の必要経費等として控除することはできない。また、これを通常の雑所得の損失として他の雑所得との間で通算することなどもできない。

特殊な債券の税金

債券の中には、いわゆる仕組債とよばれる特殊なキャッシュ・フローを持つ債券がある。そのような債券の場合、税務上も特別な取扱いがされる。

1 割引債類似の債券に対する税金

利付債の譲渡益は原則として非課税である。ただし、例外として、次に掲げるものは性格が割引債に類似し、本来利子として受け取るものを中途売却による譲渡益として受け取ることになる。

そこで、利付債の利子が一律20%（所得税15%・住民税5%）の源泉分離課税とされていることとの均衡上（措法3、地法71の5・71の6・71の9）、譲渡益についても課税することとされている（措法37の16 二、措令25の15）。

利率が著しく低い債券（表面利率が下表のような利率の債券）

ディープ・ディスカウント債などが含まれる。

元本部分と利札部分がそれぞれ独立して取引される債券

いわゆるストリップス債が該当する。

利子の計算期間が1年を超える場合がある債券

いわゆるディファード・ペイメント債が該当する。

最高利率／最低利率が1.5以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む）

いわゆるディファード・ペイメント債が該当する。

の「著しく低い」利率

発行から償還までの期間	利率（年利）
7年未満	0.1%未満
7年以上8年未満	0.2%未満
8年以上10年未満	0.3%未満
10年以上15年未満	0.4%未満
15年以上	0.5%未満

（出所）大和総研 資本市場調査部 制度調査課作成

【参考】平成15年6月12日以前発行分の「著しく低い」利率

発効日から償還期限までの期間	発 効 日						
	平成 5.10.1～	平成 6.1.1～	平成 7.9.27～	平成 9.10.27～	平成 10.9.29～	平成 11.5.27～	平成 14.9.3～
	平成 5.12.31	平成 7.9.26	平成 9.10.26	平成 10.9.28	平成 11.5.26	平成 14.9.2	平成 15.6.12
5年以上	2.25%未満	1.5%未満	1.5%未満	1.0%未満	0.5%未満	0.5%未満	0.2%未満
5年未満	1.75%未満	1.0%未満	0.5%未満	0.5%未満	0.2%未満	0.1%未満	0.1%未満

発行日から償還期限までの期間が5年以上6年未満の場合、6年以上7年未満のものは利率が0.4%未満、7年以上のものは利率が0.5%未満のものに限定される。

（出所）大和総研 資本市場調査部 制度調査課作成

これらの債券の譲渡益は譲渡所得として総合課税の対象となる。譲渡所得の金額の計算方法は次のとおりである（所法22・33・38）。

なお、上表の「著しく低い」利率を超える利率の債券は、利付債と同様に譲渡益が非課税となる。

保有期間	譲渡所得の計算方法
5年以内	譲渡所得＝譲渡収入－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
5年超	譲渡所得＝（譲渡収入－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額）× 1/2

特別控除額は、その年の短期譲渡所得と長期譲渡所得の合計額に対して50万円まで認められる（所法33）。その年に短期と長期の譲渡所得があるときは、先に短期譲渡所得から特別控除の50万円を差し引く（所法33）。譲渡所得が50万円以下のときは、その金額までしか控除できない（所法33）。

（出所）大和総研 資本市場調査部 制度調査課作成

償還差益については一般の利付債と同様に雑所得として総合課税される。利子については一律20%の源泉分離課税とされ、他の所得

とは合算せず、所得税15%の源泉徴収と住民税5%の特別徴収のみで課税関係は終了する（措法3、地法71の5・71の6・71の9）。譲渡益、償還差益、利子いずれも告知や告知書の提出は不要で、支払調書は提出されない。

2 他社株転換可能債（E B債）に対する税金

他社株転換可能債（いわゆるE B債）とは、対象となる他社株式の価格により、現金で償還されるか、他社の株式で償還されるかが決まる債券である。償還が現金となるか他社株式となるかの決定方法にはいくつかの形態があるが、一般的には、予め定められた評価日の他社株式の価格が一定水準を下回った場合には株式で償還されることとなる。評価日の他社株式の価格が一定水準以上であった場合は、現金で償還される。

他社株転換可能債から生じる利子および譲渡益に対する課税は、通常の利付債の場合と同様である。すなわち、利子に対しては源泉分離課税（所得税15%・住民税5%）（措法3、

地法71の5・71の6・71の9), 譲渡益は非課税となる(措法37の15ー)

償還時の課税は、現金で償還される場合と、株式で償還される場合とで次の表のようになる(償還が現金となるか株式となるかの決定方法は、課税方法の決定には無関係である)。

他社株転換可能債の償還時の課税関係

	償還時の課税関係
現金償還の場合	額面金額で償還されるため、通常、償還差損は発生しない。償還差益が生じた場合は、雑所得として総合課税となる。
株式償還の場合	株式償還された場合は、通常、償還差損(他社株転換可能債の取得価額と償還された株式の時価との差額)が発生する。この場合の償還差損は、他の雑所得やその他の所得との通算はできない。株式での償還が決まった後に株価が急騰し、償還差益が発生する場合もまれにある。この場合の償還差益は雑所得として総合課税となる。

(出所) 大和総研 資本市場調査部 制度調査課作成

償還を受けた他社株式の取得価額は、償還日の時価となる。償還された株式を将来譲渡した際の譲渡損益は、一般の株式と同様に申告分離課税となる(措法37の10)。その際の譲渡所得は、償還日の他社株式の時価と譲渡価額との差額となる。つまり、他社株転換可能債が株式償還された場合は、債券投資と株式投資の二つの取引を行ったものと考えられる。

なお、特定口座を開設している証券会社の一般口座で取引していた他社株転換可能債の償還によって取得した上場株式については、当該特定口座に預けることができる。

3 株価指数連動債に対する税金

株価指数連動債とは、株価指数に連動して、

償還金額や利子変動する債券である。

(1) 利子に対する課税

株価指数連動債の利子は、20%(所得税15%・地方税5%)の源泉分離課税となる(措法3, 地法71の5・71の6・71の9)。

(2) 償還差益に対する課税

額面で償還する一般的な利付債の償還差益は雑所得として総合課税されるが、株価指数連動債の場合は、商品性に応じ個別に対応する必要がある。たとえば、償還条件決定日の日経平均株価が基準価額を上回る場合に、額面金額にその超過割合をかけた分だけ償還金額が増加し、下回る場合には、その下回る分だけ償還金額が減少するタイプの株価指数連動債の場合、償還差益(償還金額の額面金額超過額)は、利子所得として20%(所得税15%・地方税5%)の源泉分離課税が適用される。償還差損(償還金額が額面金額未満の場合の差額)は無かったものとして取り扱われ、他の雑所得や他の所得から控除することはできない。

(3) 譲渡益に対する課税

償還金額が変動するタイプの株価指数連動債で償還差益(額面金額の超過額)が利子所得として課税される債券については、発行から償還までの期間が1年を超える場合などは、利子の計算期間が1年を超えることになるため、割引債類似の債券として、譲渡益は譲渡所得として総合課税されることになる。

一方、利子が株価指数に連動するタイプの場合、たとえば、各利払い時点の日経平均株価が12,000円以上なら利率が3%、12,000円未満なら0.1%となるタイプは、発行当初から最高利率/最低利率が1.5以上である債券(利子を付さない期間があるものを含む)として割引債類似の債券に該当することが見込まれるため、譲渡益は譲渡所得として総合課税されることになる模様である。もっとも、この点は個別商品ごとに確認する必要がある。

金融類似商品等の税金

金融類似商品の収益については、公社債の利子と同様に一律20%（所得税15%・住民税5%）の源泉分離課税が適用され、源泉徴収のみで課税関係が終了する。源泉分離課税となる金融類似商品等の収益には、次のものがある（措法41の10）。

- ・ 定期積金または相互掛金の給付補てん金
- ・ 一定の契約により支払われる抵当証券の利息
- ・ 金投資口座の利益
- ・ 外貨投資口座の為替差益など
- ・ 一時払保険の差益（保険や共済の期間が5年以下のもの、又は保険や共済の期間が5年を超えていてもその期間の初日から5年以内に解約したものの差益に限る）

今後予想される債券税制の改正

平成23年度税制改正大綱では、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率になることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する旨が明記された。

現行では、株式の譲渡損失を債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損

益通算範囲が制限されている。このため、公社債等の損益通算の範囲を拡大するためには、課税方式を現行の源泉分離課税から株式等の課税方式である申告分離課税に変更する必要がある。

平成23年度の税制改正に関する要望として、金融庁などは、現行の債券税制について次の見直しを行うことを求めている。今後の税制改正では、以下の項目が検討されることが見込まれる。

- ・ 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更し、株式を含め他の金融商品とも損益通算を認める（利子の源泉徴収は維持）
- ・ 債券の利子について申告不要制度を措置する
- ・ 利払日の所有者の属性で源泉徴収の有無を判定する
- ・ 一般事業法人が受け取る債券利子への源泉税は、所有期間分だけでなく、全額法人税額から控除できるようにする
- ・ 債券の償還差損益については、譲渡所得とみなす
- ・ 割引債について、発行時の源泉徴収を廃止する
- ・ 債券の利子・譲渡所得について特定口座で取り扱えるようにする
- ・ デフォルト債の損失は譲渡損失とみなす